

ふれあい食事サービス事業 利用のご案内

ふれあい食事サービス事業

ふれあい食事サービス事業は、高齢や障がいによりご自宅での調理が困難な方を対象に、水曜日または木曜日の週1回、昼食としてのお弁当をご自宅まで届けるサービスです。

お弁当の調理からお届けまでを市民のボランティアに協力いただき実施しており、食事の提供だけでなく、住民同士の声かけ・見守りやふれあいを目的としています。

■ お申込みできる方

市内に住所を有する在宅生活者で、心身の状況等により調理が困難であり、次の一つに該当する方

- (1) 70歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む）に属する高齢者
- (2) 特定疾患及び慢性関節リウマチ、障がいや認知症により介護を要する方

■ 利用日

水曜日または木曜日の週1回
午前11時20分頃から正午までにお届け

■ 利用料金

1食500円（原則、口座振替とさせていただきます）



ふれあい食事サービス事業 利用のご案内

サービス利用までの流れ

申請

ふれあい食事サービス事業利用申請書（様式第1号）の提出



調査

担当者がお宅を訪問し、健康状態、食生活などの日常生活の様子を確認します。



決定

ふれあい食事サービス事業利用決定通知書（様式第2号）で利用の決定をお知らせします。



利用

- ①お弁当の受け渡しは、本人へ直接手渡しとなりますので、お届け時には必ずご自宅にいるようにしてください。
- ②外出や通院などで、ご自宅にいない場合は事前にキャンセルのご連絡をお願いします。

※お届けの際に留守や不在の場合は、その日のご利用ができないことがありますのでご注意ください。

※昼食用のお弁当としてお届けしていますので、お届け後は速やかにお召し上がりください。

問合せ先・ご連絡先

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 市民活動推進係

〒197-0812 東京都あきる野市平沢 175-4 秋川ふれあいセンター内

TEL：042-595-9033 FAX：042-559-3561

E-mail：fureai@akiruno-shakyo.or.jp